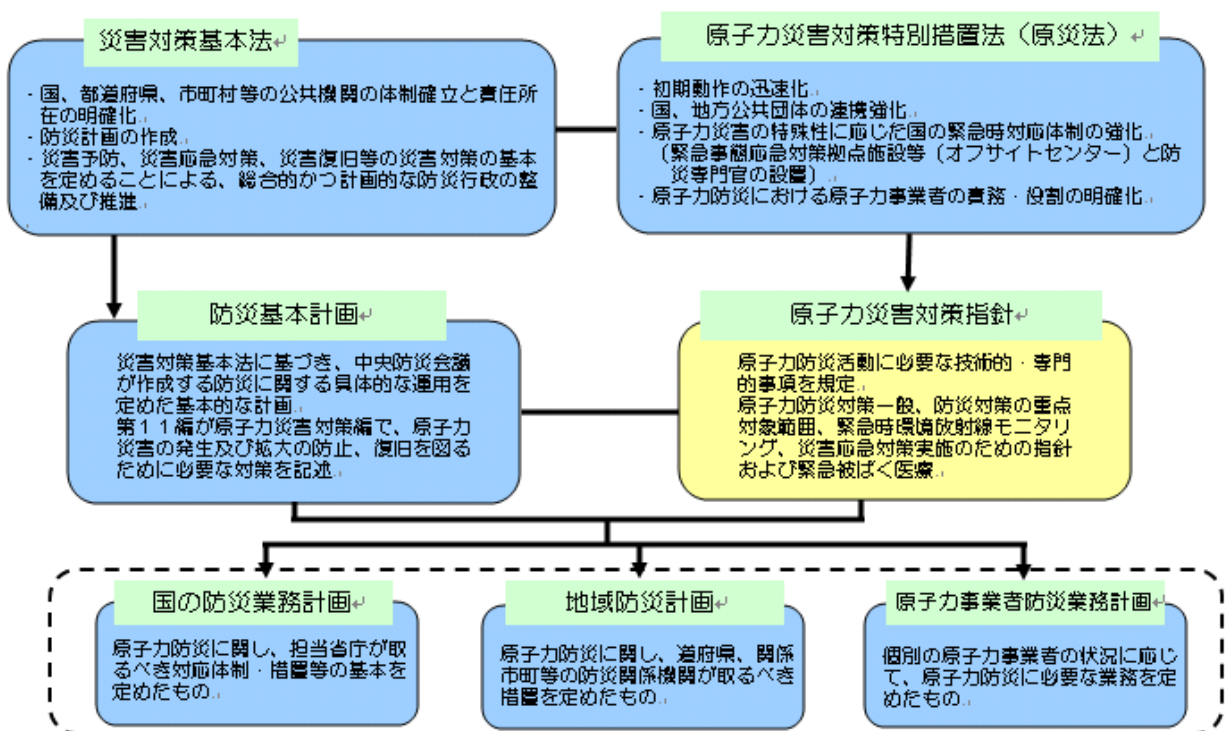


愛媛県地域防災計画修正案について (原子力災害対策編)

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）に基づき、知事が会長を務める愛媛県防災会議において作成が義務付けられており、愛媛県の地域に係る国の機関、市町及び公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務の大綱について定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

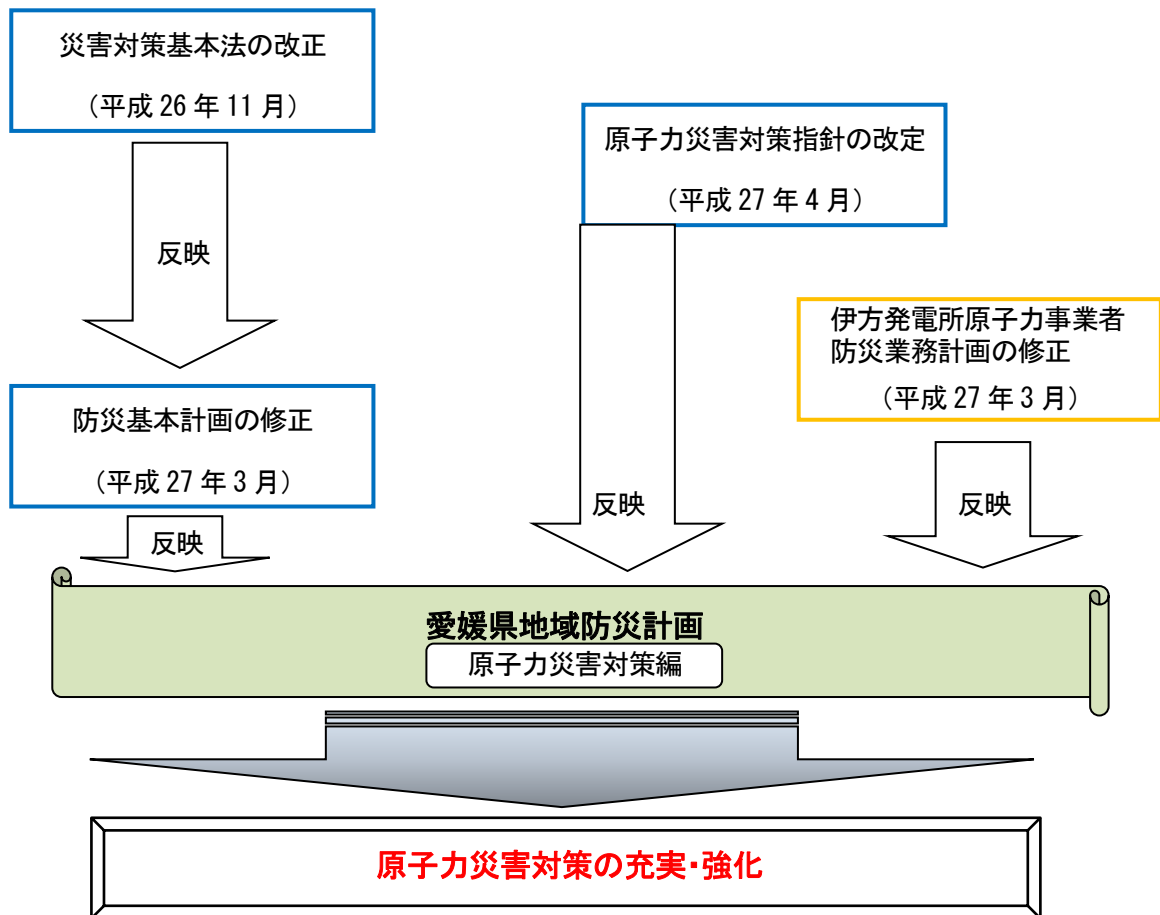
原子力防災に関する法体系



2 計画修正の背景

東日本大震災における福島原発事故を教訓に、「原子力災害対策重点区域(PAZ・UPZ)の設定」や「広域避難への対応」、「緊急時における判断及び防護措置実施基準」、「緊急被ばく医療の在り方(安定ヨウ素剤の配布・服用)」などを盛り込み平成 25 年 2 月 20 日及び 7 月 12 日に修正したほか、平成 26 年 3 月 27 日に「原子力緊急事態区分を判断する詳細な EAL(緊急時活動レベル)」の具体化等を盛り込み修正したところである。

今回、原子力災害対策指針が改正され、SPEEDIに関する記載が削除されたほか、国の防災基本計画が修正されたことを受け、本計画を修正するものである。



3 計画修正の概要

今回の地域防災計画の主要な修正事項は以下のとおりである。

【総 論】

〔防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱〕

- 関係機関
 - ・「指定公共機関」の追加及び「その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者」の追加・修正

【原子力災害事前対策】

〔災害応急体制の整備〕

- 国との連携による防災体制の整備
 - ・地域原子力防災協議会の設置を追加
- 緊急時予測システム
 - ・緊急時予測システムに関する記載の削除

〔原子力防災訓練の実施〕

- 原子力防災訓練の実施
 - ・国が参加し総合的に実施する防災訓練に関する地域原子力防災協議会の役割を追加

【緊急事態応急対策】

〔県災害対策本部の設置〕

○県災害対策本部の設置等の基準

- ・四電業務計画の変更により警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態を判断するEALの一部修正

〔各機関の活動体制〕

○Aレベル（警戒事態発生）時の活動体制

- ・愛媛県モニタリング本部の設置を追加

○Bレベル（施設敷地緊急事態発生）時の活動体制

- ・国による緊急時モニタリングセンターの設置を追加
- ・緊急時モニタリングセンターへの県及び重点市町の参画を追加

○Cレベル（全面緊急事態発生）時の活動体制

- ・オフサイトセンターに設置する原子力現地対策本部の長を環境副大臣から内閣府副大臣へ修正

〔緊急時モニタリング等の実施〕

○緊急時モニタリングセンターの設置と任務

- ・警戒事態における県による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備及び緊急時モニタリングの開始準備を追加
- ・緊急時モニタリング等を、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等の区分により段階的に実施することを追加
- ・愛媛県緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施計画等に基づき緊急時モニタリングを実施することを追加

○モニタリング結果等の共有

- ・国は緊急時モニタリングの結果を一元的に集約、必要な評価を実施し、その結果を、県、関係機関等に報告するとともにホームページで公表することを追加

〔住民避難等の実施〕

○避難等の指示

- ・国の取るべき措置を追加

〔防災業務関係者の防護対策〕

○防災業務関係者の被ばく管理

- ・防災業務関係者の線量限度の記載を修正

【原子力災害中長期対策】

〔災害地域住民に係る記録等の作成〕

○災害状況の記録

- ・被災地住民登録票の様式修正